

大阪市告示第173号

次の施設について、大阪市立青少年センター条例（平成15年大阪市条例第20号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年2月5日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立青少年センター（宿泊ゾーン）	令和7年2月19日（水）

（こども青少年局企画部青少年課）